

議案第一号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「出産支援休暇」の下に「、育児参加休暇」を加える。  
付 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（説明）

職員の特別休暇に育児参加休暇を新設するため、本案を提出いたします。